

包括外部監査の結果に基づき
知事が講じた措置の通知内容

平成21年6月

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の3第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

平成21年6月1日

東京都監査委員	こいそ	明
同	名取 憲彦	
同	三栖 賢治	
同	筆谷 勇	
同	金子 庸子	

目 次

第1 報告の内容

1 平成18年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表	1
(1) 中小企業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	
産業労働局	2
(2) 観光振興対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	
産業労働局	30
(3) 雇用就業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	
産業労働局	36
(4) 財団法人東京しごと財団の経営管理について	
財団法人東京しごと財団【産業労働局】	46

第1 報告の内容

平成18年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数 件	措 置 状 況		
			改 善 済	改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
中小企業対策に関する事業の管理 及び財務事務の執行について	産業労働局	56	53	3	0
観光振興対策に関する事業の管理 及び財務事務の執行について	産業労働局	10	10	0	0
雇用就業対策に関する事業の管理 及び財務事務の執行について	産業労働局	16	15	1	0
財団法人東京しごと財団の経営管理 について	産業労働局	8	8	0	0
合 計		90	86	4	0

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-1 (43)	指摘	制度融資貸付金の平成17年度末返済額の減額処理に係る誤謬の修正について	制度融資貸付金につき、平成17年度末に返済された122,900百万円について「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、平成17年度の「東京都各会計歳入歳出決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち、債権の欄に計上された制度融資貸付金残高には、122,900百万円の誤謬が生じており、債権残高及び増減額を修正する必要がある。	平成18年10月31日付けで決定した「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」により、平成18年4月1日に遡って修正を行った。 修正の結果は平成18年度歳入歳出決算附属書類の「財産に関する調書」に反映された。	改善済
1-2 (44)	指摘	高度化資金貸付金（旧A方式及びB方式統合）及び三宅島噴火等利子補給基金貸付金の平成17年度末返済額の減額処理に係る誤謬の修正について	高度化資金貸付金（旧A方式及びB方式統合）及び三宅島噴火等利子補給基金貸付金につき、平成17年度末に返済された729百万円と1,000百万円につき「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、「決算附属書類」の「財産に関する調書」の債権の欄に計上されたAB統合高度化資金貸付金と三宅島噴火等利子補給基金貸付金の残高及び増減額に誤謬が生じており、修正する必要がある。	平成18年10月31日付けで決定した「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」により、平成18年4月1日に遡って修正を行った。 修正の結果は平成18年度歳入歳出決算附属書類の「財産に関する調書」に反映された。	改善済
1-3 (44)	指摘	高度化資金貸付金（旧A方式及びB方式統合）に係る貸付金の重複表示について	平成17年度末の高度化資金貸付金（旧A方式及びB方式統合）の収入未済の金額は、「決算附属書類」の「財産に関する調書」において、貸付金残高に含まれて記載されており、この処理においても誤謬が発生しているため、修正する必要がある。 なお、平成17年度に、貸付金と重複して記載されている収入未済額の金額は、112,072千円である。	平成18年10月31日付けで決定した「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」により、平成18年4月1日に遡って修正を行った。 修正の結果は平成18年度歳入歳出決算附属書類の「財産に関する調書」に反映された。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-4 (45)	指摘	二重に行った調定の修正について	高度化資金貸付金（旧A方式及びB方式統合）に関して、本来収入未済額の入金とすべきものを、平成16年度に856千円、平成17年度に995千円、新たに調定を行って入金している。 その結果、平成16年度の調定額が856千円、平成17年度の調定額が1,852千円過大となっており、修正する必要がある。	平成18年12月19日付けで決定した「中小企業高度化資金償還金にかかる歳入調定及び収入の更正について」に基づき「調定登録確認書」により、過年度歳入調定を減額することで修正を行った。 修正の結果は平成18年度決算書に反映された。	改善済
1-5 (45)	指摘	設備近代化資金貸付金、設備導入資金貸付金及び設備貸与資金貸付金の平成17年度末返済額の減額処理に係る誤謬の修正について	設備近代化資金貸付金、設備導入資金貸付金及び設備貸与資金貸付金につき、平成17年度末に歳入調定し、返済された金額について、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、平成17年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された設備近代化資金貸付金880千円、設備導入資金貸付金421,181千円及び設備貸与資金貸付金349,011千円が誤謬となっているため、債権残高及び増減額を修正する必要がある。	平成18年12月19日付けで決定した「中小企業高度化資金償還金にかかる歳入調定及び収入の更正について」に基づき「調定登録確認書」により、過年度歳入調定を減額することで修正を行った。 修正の結果は平成18年度決算書に反映された。	改善済
1-6 (46)	指摘	設備近代化資金貸付金に係る貸付金の重複表示について	設備近代化資金貸付金の収入未済額は、過年度から「決算附属書類」の「財産に関する調書」において、貸付金残高から控除されておらず、この処理においても誤謬が発生しているため、修正する必要がある。 なお、平成17年度に、設備近代化資金貸付金に係る滞納（収入未済）額とされている金額は、898,394千円である。	平成18年10月31日付けで決定した「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」により、平成18年4月1日に遡って修正を行った。 修正の結果は平成18年度歳入歳出決算附属書類の「財産に関する調書」に反映された。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-7 (46)	指摘	同和産業振興資金貸付金の平成17年度末返済額の減額処理に係る誤謬の修正について	同和産業振興資金貸付金残高について、平成17年度末に返済された641百万円につき、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、平成17年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された同和産業振興資金貸付金残高に、641百万円の誤謬が生じており、債権残高及び増減額を修正する必要がある。	平成18年10月31日付けで決定した「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」により、平成18年4月1日に遡って修正を行った。 修正の結果は平成18年度歳入歳出決算附属書類の「財産に関する調書」に反映された。	改善済
1-8 (47)	指摘	産業労働局の組織としての誤謬発生防止の仕組みの整備について	産業労働局が所管する貸付金に関しては、減額処理が漏れたことによる誤謬が「財産に関する調書」に複数生じたことに加えて、収入未済額を貸付金に含めて記載する誤謬などが生じており、事務手続きを組織として検証する仕組み、事務の引継ぎ、会計事務手続きに関する研修などが不十分であったと考えられるため、債権の事務処理及び管理に関する規程の整備などにより、改善する必要がある。	金融部所管の貸付金については、債権の事務処理及び管理に関する規程等を整備し、新たな財務会計システムによる複式仕訳を活用し、貸付金別に平成18年4月1日に遡り、複式簿記による仕訳書、勘定元帳（貸付金、収入未済、預金現金）を作成し、適正に管理している。このことにより、現時点の残高を常に把握しており、制度会計の誤謬発生防止を図っている。	改善済
1-9 (47)	指摘	制度融資貸付金に係る管理の改善について	制度融資貸付金については、次の点につき管理の改善が求められる。 ア 制度融資貸付に係る管理簿が作成されておらず、したがって年度末における管理簿と預金通帳及び決算残高明細の照合がなされていないこと。 イ 年度末において、貸付先と残高確認を行っていないこと。 ウ 債権残高の趨勢分析が不十分であること。 エ 「決算附属書類」の基礎となる「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の作成に際し、複数者での金額確認などが不十分であること。 これらは、貸付金の管理と決算処理事務手続の基本的な事項であり、速やかに改善する必要がある。	ア 管理簿については、平成18年4月1日に遡り、金融機関別償還予定表を作成し、また貸付金総額に対し複式簿記による仕訳書、勘定元帳を作成し、適正に管理している。また、年度末に管理簿と預金通帳等を照合した。 イ 貸付機関に対し文書で残高確認を行い、相互に確認した。 ウ 資金繰表（総括表、貸付機関別表）を作成し、趨勢分析を実施した。 エ 「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」については、平成18年4月1日を開始とした複式簿記による仕訳書、勘定元帳により複数者の確認ができるよう改善した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-10 (48)	指摘	高度化資金貸付金の債権管理の改善について	<p>高度化資金貸付金については、次の点につき管理の改善が求められる。</p> <p>ア 年度末における貸付金補助簿と残高明細の照合がなされていないこと。</p> <p>イ 貸付金の残高集計に当たって、入金予定貸付金の入金記帳がない場合には、回収漏れ及び記帳漏れがないか検討する必要があるが、その手続きが不十分であること。</p> <p>ウ 年度末残高の回収可能性の検討の基礎として貸付金明細表が利用されていないこと。</p> <p>エ 「決算附属書類」の基礎となる「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の作成に際し、複数者での金額確認などが不十分であること。</p> <p>高度化資金貸付金には、後述するように回収に懸念が生じているものがあり、以上のような事項は、債権の確実な回収のための管理が不十分であることにつながるため、速やかに改善する必要がある。</p>	<p>ア 年度末における貸付金補助簿と残高明細の照合を行うこととした。</p> <p>イ 入金予定貸付金の入金記帳がない場合には、回収漏れ及び記帳漏れがないか管理係、債権管理係及び高度化資金係担当者が相互確認を行うこととした。</p> <p>ウ 平成19年度決算にあたり次の措置を講じた。</p> <p>1 貸付先及び債権に係る適切な分類把握を行うため、金融検査マニュアルをベースとし専門家の意見を踏まえた、「自己査定要領」を制定した。</p> <p>2 自己査定を実施し、不納欠損引当金・貸倒引当金を計上している。</p> <p>エ 「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」については、平成18年4月1日を開始とした複式簿記による仕訳書、勘定元帳により複数者の確認ができるよう改善した。</p>	改善済
1-11 (48)	指摘	監理団体との取引、債権債務の整合性の十分な確認について	<p>財団法人東京都中小企業振興公社（以下公社という。）に対する三宅島噴火等利子補給基金貸付金1,000百万円については、公社の決算においては借入金が返済されたことになっており、産業労働局と公社との債権債務の残高の記載が不一致となっている。</p> <p>監理団体との取引、特に金銭の貸借に関する取引については、年度末で両者の金額が一致している必要があるのは当然であり、今後は十分に確認する必要がある。</p>	<p>決算に際して、中心市街地商店街活性化推進基金、三宅島噴火等利子補給基金、設備導入資金貸付金及び設備導入資金貸与資金貸付金について、文書で残高を照会し、確認した。今後も同様の方法により相互確認を行う。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-1 (48)	意見	東京都中小企業団体中央会との連携による管理の充実について	<p>高度化資金貸付金の貸付先は中小企業の組合であり、組合の構成員である企業のうちには、後継者問題等により、廃業その他で組合を脱退するものもあり、脱退者の返済義務の履行が事実上困難になることが、返済を猶予する一因となっている。</p> <p>東京都中小企業団体中央会は、中小企業の組織化を推進し、その連携を強固にすることにより、中小企業を支援することを目的とする団体であり、組合への貸付を目的とする高度化資金貸付に特有の問題について、中央会による貸付先への一層の支援・指導を求めるなど、中央会との連携により、産業労働局は債権管理の充実と回収の促進を図ることが望ましい。</p>	<p>中央会と一層連携を密にし、中小企業特有の問題を抱える組合及び組合員に対しても、組合が中央会に支援・指導を求めるよう、今まで以上に積極的に勤めていく。このことを通し、債権管理の充実と債権回収の促進を図っていく。</p> <p>具体的には、高度化資金貸付先の条件変更に関して状況を説明し、中央会指導員による巡回指導の強化を要請した。今後についても経営改善等が急務と思われる組合に対して実施している都の特別指導に関して、組合運営上の問題点等を解決するために中央会の指導・助言を求めていく。</p> <p>また、平成20年度の新規貸付先に係る高度化事業計画診断（公社委託）に際して、中央会指導員の出席を求め、事業内容及び参加組合員の状況等高度化事業の実施に関して指導を受けるなど、連携を図った。</p>	改善済
1-12 (49)	指摘	滞納（収入未済）額に関する管理の改善について	<p>近代化資金貸付金に係る収入未済額とされている金額898,394千円の債権の詳細が把握できておらず、延滞債権とされている金額916,523千円との間に18,129千円の乖離が生じているが、この乖離がどの貸付先に対するものかについて、原因が分析できていない。</p> <p>差額が発生した理由としては、高度化資金貸付金（旧A方式及びB方式統合）と同様に、産業労働局における管理が不十分であったことが考えられる。産業労働局において、設備近代化資金に係る滞納（収入未済）額の内訳を分析すると同時に、今後の管理の改善を図る必要がある。</p>	<p>債務者別に延滞額を特定し、調定漏れの原因を分析し、この結果に基づき調定手続を完了した。この手続により、延滞額と収入未済額が一致した。今後の管理については、近代化資金債権管理マニュアルを作成するなど改善を図った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-2 (49)	意見	同和産業振興資金貸付金残高の把握・管理について	同和産業振興資金貸付金残高は、制度の趣旨から判断して、実際に金融機関が当該制度に基づいて企業に貸し付けている金額と連動していることが本来であり、金融機関から毎月報告を求めて、月単位で残高を把握し、連動させていくことが望ましい。	平成20年3月31日に預託金残高については、企業に貸し付けている残高に対し、8割程度に抑える方向で一部繰上償還が完了している。 また、月単位の残高把握を実施し、企業に貸し付けている残高と貸付金（預託金）の残高が逆転しないよう適正に管理している。	改善済
1-13 (50)	指摘	貸付先が破綻した債権の不納欠損処理について	高度化資金貸付金の平成17年度末残高のうち、B方式によるa及びbに対する貸付金については、次のものは、貸付先が破綻して回収可能性が全くない。 a及びbに対する貸付金は、最終弁済年がそれぞれ平成2年と平成6年であり、現在においては全く回収可能性がないため、不納欠損処理を行う必要がある。	都は、中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に対し、A方式、B方式双方において、最終の貸付先である組合の返済が不能となった場合の機構及び都の債権放棄の方法について協議中である。 なお、当該債権は現在、機構は債権の償却及び徴収停止の措置をとったものの債権放棄は行っていない。	改善中 一部改善済
1-14 (51)	指摘	破綻先債権に関する年度末ごとの状況把握と引継ぎについて	B方式による高度化資金貸付金のうち、cに対する貸付金については、貸付先が平成7年に破綻して、連帯保証人から少額の返済がなされている状況が続いている。 当該貸付の経緯に係る記録は、連帯保証人との交渉過程に係るものも含め、平成12年度以降作成されておらず、産業労働局内における引継ぎなど管理は不十分である。 破綻先債権については、每期貸付先の状況を把握して文書で引継ぎ、債権管理を充実する一方、回収が不能となった場合には、不納欠損処理を行う必要がある。	当該債権の弁済額については、中小企業基盤整備機構及び関係3都県で按分して返済を受けているが、ご指摘のとおり債権管理の上で必要となる交渉過程等の資料の不備が認められた。保管資料の整備を行うとともに、平成20年7月実施の機構のヒアリングの席上、本件の取扱いに関する意見交換と併せ、情報収集を行った。今後も定期的に連帯保証人の状況、弁済額の見込みなどの情報を収集し、適正な債権管理に努めていく。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-3 (51)	意見	貸付先及び債権の状況の分類把握による債権管理の充実について	<p>高度化資金貸付金には、約定上の完済予定年までの回収に懸念が生じているものを抽出すると、監査の過程で明らかにされたものだけで、11件9,738百万円である。</p> <p>仮に平成17年度の返済状況が継続すれば、返済に今後300年以上を要するものも見られる。</p> <p>また、監査の過程で、一つの貸付先に対する債権5,416千円が、平成17年度に調定されたものの入金せず、収入未済額の残高に含まれていることについて、組織としての情報把握が不十分であることも認められた。</p> <p>高度化資金の貸付先に対する経営診断・指導は、東京都が公社に委託して「中小企業高度化事業運営診断報告書」を毎年度作成しているが、産業労働局においては、民間の金融機関が行っている債務者区分、債権分類は行われていない。</p> <p>当該報告書も活用し、貸付先の状況を每期把握したうえで債務者区分、債権分類を行い、債権の確実な回収に向けて、迅速かつ適切に対応するよう管理を充実する必要がある。</p>	<p>平成19年度決算にあたり次の措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貸付先及び債権に係る適切な分類把握を行うため、金融検査マニュアルをベースとし専門家の意見を踏まえた、「自己査定要領」を制定した。 2 自己査定を実施し、不納欠損引当金・貸倒引当金を計上している。 	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-4 (52)	意見	設備近代化資金貸付金に生じている回収延滞について	<p>産業労働局から提示された資料によると、設備近代化資金貸付金については、224件のうち222件、金額にして928,862千円のうち916,523千円が延滞債権であり、同資金の東京都の新規貸出が平成11年度で終了していること、平成17年度における回収額が25,186千円であることに鑑みると、同貸付金残高の大半が、回収の極めて困難な債権となっている。</p> <p>延滞債権の貸付先の中には、平成17年度末時点では、破綻しているものが相当数あると考えられるが、不納欠損処理は行われていない。</p> <p>産業労働局は、延滞債権の貸付先の状況を十分把握整理して、回収可能性が全く見込めない債権については、当該貸付金の財源の2分の1を東京都に貸し付けている国と協議の上、積極的な不納欠損処理を行う必要がある。</p>	<p>現在の国の見解は、都が中小企業者に対する貸付金の債権放棄を行った場合、都の国に対する借入金の返済免除条件として、都の債権管理条例による不納欠損処理ではなく、議会の議決による債権放棄手続きを経なければ、都の国に対する借入金の返済免除はしないというものである。</p> <p>平成20年7月に債権管理条例が施行され、その条例に基づき、議会に債権放棄を諮ることが相当な案件とそれ以外の案件とに分け、議決による債権放棄が可能なものは議会に諮る準備を進める。</p>	改善中 一部改善済
1-5 (52)	意見	複式簿記と発生主義による新たな公会計制度を活用した誤謬発生防止について	<p>東京都においては、平成18年度から複式簿記と発生主義による新たな公会計制度が導入されるが、地方自治法に定められた制度会計においても、複式簿記による会計を参照して、今後、このような誤謬が発生しないようにする必要がある。</p>	<p>金融部所管の貸付金については、貸付金別に平成18年4月1日に遡り、複式簿記による仕訳書、勘定元帳（貸付金、収入未済、預金現金）を作成し、適正に管理している。このことにより、現時点の残高が常に把握できるようになっており、制度会計の誤謬発生防止が可能である。</p>	改善済
1-6 (52)	意見	新たな公会計制度の期首残高の精査について	<p>平成18年度から導入される新たな公会計制度の開始に当たっては、資産の開始残高を確定する必要があるが、産業労働局は、本来最も残高の確定が求められる資産のひとつである貸付金に誤謬が複数発生していたことを重く認識し、期首残高について局自ら再度精査する必要がある。</p>	<p>平成18年4月1日に遡り残高の精査を実施し、平成18年8月1日付け18産労総総第497号により依頼された「開始貸借対照表の作成及び建設仮勘定情報の抽出について」に基づき開始残高を確定した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-7 (52)	意見	新たな公会計制度における貸倒引当金の計上について	産業労働局は、債務者区分、債権分類を行ったうえで、回収に懸念がある債権については、新たな公会計制度による貸借対照表において、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会・平成11年1月22日）に準じた貸倒引当金を計上し、明らかに回収不能である倒産先等に対しては、債権の償却基準を作成のうえ償却を行い、債権の状況に関する適正な開示を行う必要がある。	平成19年度決算にあたり次の措置を講じた。 1 貸付先及び債権に係る適切な分類把握を行うため、金融検査マニュアルをベースとし専門家の意見を踏まえた、「自己査定要領」を制定した。 2 自己査定を実施し、不納欠損引当金・貸倒引当金を計上している。	改善済
1-8 (53)	意見	債権管理の重要性に関する産業労働局内の認識の徹底について	産業労働局においては、別途記載するとおり、商工部所管の貸付金においても、貸付金に関する処理の誤謬があったことに鑑み、今後は、債権管理の重要性に関する基本的な認識を局内に徹底する必要がある。	組織として債権管理の重要性については認識しており、これを個々の職員に徹底するため、平成18年度金融部研修として、債権回収機関から講師を招き研修を3回実施している。今後とも債権管理の重要性については職場研修も含め徹底していく。 また、発生主義、複式簿記の導入により、債権残高、収入未済残高が常に把握でき、その動向を見ることにより債権管理の状況を把握できる。この業務を通じて当該業務に携わる職員を指導していく。	改善済
1-9 (59)	意見	年度末以前に代位弁済が発生した償却時補助金に対する引当金の計上について	平成17年度の審査会資料によれば、平成17年度末において補助対象外となった金額20,082百万円から、今後回収される金額を除いた金額が、将来東京都の負担となる。 東京信用保証協会が代位弁済の事実が発生しているため、当該金額は、東京都にとって、年度末以前に原因が発生し、発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることが可能であるため、引当金の要件を満たしており、新たな公会計制度においては、過去における回収率などに照らして、将来の補助金発生額を見積もり、引当金の計上を検討する必要がある。	東京都会計管理局が定めた財務諸表作成要領に偶発債務の定めがあり、その中で債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なものを記載することになっている。金融部もこの方針に従って対応している。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-15 (61)	指摘	東京都工場アパート建設支援貸付金に係る処理の誤謬の修正について	<p>東京都工場アパート建設支援貸付金について、平成17年度末は、3月の返済に係る減額処理漏れ、平成16年度末は、平成16年度の利子収入を貸付金の回収として処理したことによる事務処理の誤りがあり、「東京都各会計歳入歳出決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち債権の欄には、以下のとおり差額が生じているため、修正する必要がある。</p> <p>なお、このような誤謬が生じたことは、産業労働局金融部が所管する債権と同様、債権管理と決算手続きに不十分な点があると考えられ、改善する必要がある。</p>	<p>1 事務処理の誤りについては、平成18年10月24日付けで決定した「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」により、平成18年4月1日に遡って修正を行い、その結果を平成18年度の「財産に関する調書」に反映させた。</p> <p>2 債権管理と決済手続きについては、以下の改善を実施した。</p> <p>(1) 平成19年度の「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の作成時より当該貸付金の「元利収入計画(集計)」を添付することとした。</p> <p>(2) 平成19年度歳入調定の決裁時より部経理係及び公有財産管理担当者にも協議し、複数者でチェックができるような決裁方法とした。</p>	改善済
1-16 (71)	指摘	委託事業費に含まれる管理費相当額の見直しについて	<p>平成17年度においては、産業貿易センター建物維持管理事業費、創業支援センターの運営事業費及びデザイン活用支援事業費に対して合計20,147千円を支払っているが、公社への委託事業に係る管理運営事業費は、東京都からの補助金で賄われており、当該管理費は公社の自主事業の財源に充当されている。</p> <p>委託事業から明らかに余剰金を発生させて自主事業に充当することは、産業労働局と公社との間の裁量で自主事業の財源を確保できることにつながる。</p> <p>事業が公益性を伴い、公費で行うことが求められる場合には、東京都の補助事業であることを明らかにして実施することにより、公社事業の透明性を保つことが本来であり、産業労働局は、公社への委託事業費に含まれる管理費のあり方を検討し、改善する必要がある。</p>	<p>委託管理費の公社自主事業への充当状況を分析し、適切な委託管理費について検討したうえで、平成18年度から中小企業振興公社に対する全ての委託契約を見直して、執行残額が生じた場合は全額精算することを徹底した。このことにより、委託管理費の残額が自主事業に充当されていた状況を無くした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-10 (71)	意見	公社が一般会計で行う自主事業の管理に関する産業労働局の指導について	<p>産業労働局は、公社が一般会計で行う自主事業は、東京都の委託事業、補助事業を補完する性質が強く、高い公益性がある旨を主張しているが、一方で、事業の内容が公益性があることは確認しているものの、費用対効果の分析の報告を必ずしも求めておらず、収支状況を明確に把握・説明できる資料は作成されていない。</p> <p>公社が監理団体として、経営感覚を生かして事業を行うためには、自主事業の事業ごとの収支状況を分析し、最大限の経済性・効率性を求めながら、自主財源の範囲で行うのが本来である。</p> <p>公社が自主事業として行う事業についても、収支状況を十分把握した経営管理を行うよう、産業労働局が指導・監督する必要がある。</p>	<p>平成18年度実施自主事業について、試行的に事業ごとの収支の把握と費用対効果の分析を行ったうえで、一部の事業を廃止するとともに、公益性が高く拡大が必要な事業については、平成20年度より都の補助事業化した。</p>	改善済
1-11 (72)	意見	公社の一般会計の明瞭化について	<p>実額精算を原則とする委託事業費の一部が、公社の自主事業の財源として充当されてきたことは、公社の一般会計が明瞭性を欠くために、外部からはわかりにくい。</p> <p>一般会計の決算書から、事業ごとの収支がより明瞭となるよう、公社の一般会計を明瞭化する必要がある。</p>	<p>委託事業について、管理費の実額精算を徹底するとともに、事業別収支が明瞭となるように、平成19年度予算から受託事業会計を一般会計から切り離し、別立てによる会計処理と決算を行った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-12 (72)	意見	プロジェクトチームの立ち上げなどによる財団法人東京都中小企業振興公社の管理の改善について	<p>公社が行う事業に関しては、公社に対する委託費の精算に見直すべき点があることに加えて、公社の業務の管理についても、充実・整備する必要がある点が認められることは、各項目で記載するとおりである。</p> <p>産業労働局と公社とが共同してプロジェクトチームを立ち上げるなどにより、抜本的な業務管理の改善に取り組むことが望ましい。</p>	<p>中小企業振興公社の委託管理費の適正化、自主事業のあり方、財務会計の見直し、その他の業務管理の改善に関する事項を検討するため、平成19年1月に産業労働局商工部と中小企業振興公社とが共同で「中小企業振興公社業務管理改善検討プロジェクトチーム」及び「ワーキングチーム」を設置した。</p> <p>これまでに延べ6回の会議を開催し、実態把握や分析結果の報告、見直しの方向性の検討及び課題解決の進行管理を行った。</p>	改善済
1-13 (76)	意見	補助金で賄われている公社管理費の自主事業による適切な負担と管理費節減に対する動機付けについて	<p>公社においては、自主事業として行う展示室・会議室貸出事業から平成14年度以降連続してプラスの収支差額を計上しており、収支差額は公社の自主事業に充当されている。</p> <p>また、都立産業貿易センターの管理運営事業に指定管理者制度が導入され、平成18年度から5年間は、公社が自主事業として同事業を行うことが予定されているが、指定された事業に係る総務経費を、補助金から支出することは、公募に際して提示された条件とは別に、監理団体の当該事業に関する費用を東京都が一部負担することになる。</p> <p>このことは、コスト競争面で監理団体に有利となって、官と民とに価格とサービスの面で競争原理の導入を阻害することにもつながる。</p> <p>補助金のより適切な執行精算のために、公社の自主事業に係る公社管理費について、基準を明確にした上で、適切に負担させる必要がある。</p> <p>なお、各事業に共通する公社管理運営費の総額の一部を自主事業に負担させることは、実額精算されている公社管理運営費の節減努力を促す効果も期待できるものである。</p>	<p>中小企業振興公社の自主事業の収支分析と業務実態分析を踏まえて、「中小企業会館事業」「秋葉原庁舎展示室・会議室貸出事業」「産業貿易センター管理運営事業」については、平成21年度から総務部門の職員人件費及び役員報酬の一部を負担することとした。</p>	改善中 一部改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-14 (82)	意見	創業支援機能運営事業の入居者からの未収賃料に対する管理の一層の充実について	<p>平成17年度において、所在不明等の理由により延滞している未収金につき、12件29,983千円の償却を実施し、平成17年度末においても、1年以上滞留している未収金が、15件21,760千円となっている。</p> <p>未収金を償却するということは、東京都の財政の負担になるばかりでなく、事業目的である創業支援につながらなかったこととなるため、産業労働局としても、未収金の発生時点で速やかに、公社からの状況報告を求めるなど、一層の管理の充実を図る必要がある。</p>	<p>創業支援機能運営事業の入居企業の未収金への対応については、(財)東京都中小企業振興公社が平成16年度から実施している、2ヶ月滞納した企業への収支計画ヒアリングとヒアリング後の支払い計画書の提出指導に加えて、巡回指導等において同公社がきめ細かい経営実態把握と個別相談を行っている。</p> <p>また、平成19年度からは、同公社からの未収金状況報告書を四半期毎から毎月毎に変更し未収金状況を速やかに把握することとした。</p>	改善済
1-15 (83)	意見	創業支援機能運営事業の有効性、経済性の観点からの見直しについて	<p>平成17年度において創業支援機能運営事業(年度末時点の入居者74社)に要した費用は、財団法人東京都中小企業振興公社に対する補助金である創業支援機能運営事業費520,214千円から家賃収入等81,094千円を差引いた439,120千円ということになる。</p> <p>この事業の目的が単なる施設賃貸ではなく、創業支援であることに照らすと、入居企業の事後調査を十分に行い、事業に反映させていくことが必要である。</p> <p>創業支援機能を運営するに当たっては、事業をより経済的かつ効果的に行い、より少ない公費負担で事業目的を達成できるよう努力するとともに、平成17年度において、空き庁舎を利用した創業支援センター運営事業が、42,644千円(年度末時点の入居者59社で割り返すと、1件あたり722千円の負担)で行われていることを勘案すると、産業労働局及び東京都の他局の庁舎を活用することによる費用の軽減を図ることも考えられる。</p>	<p>創業支援機能運営事業のより経済的かつ効果的な実施に向け、平成19年度より入居企業の事後調査を毎年実施するとともに、借上げ施設(タイム24ビル、TFTビル)の集約化による事業規模縮小を図ることとし、集約化に向けた調整を行っている。</p> <p>空き庁舎の活用では、既存の空き庁舎活用の施設に加え、先駆的ベンチャー施設として、平成19年7月に白鬚西R&Dセンターを、平成20年8月に東京ライフサイエンスインキュベーションセンターと東京コンテンツインキュベーションセンターをそれぞれ開設した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-17 (87)	指摘	収益納付額の算定誤りについて	<p>新製品・新技術開発助成を受けたA社については、平成16年度に26,741千円の利益を計上しているため、本来4,830千円を納付すべきであったところ、過去3年間の累計の平均額により収益・費用を算定し、3年間の平均では、7,245千円の経常損失であることから収益を納付しておらず、公社は責任を持って処理すべきである。</p> <p>また、企業化状況報告書に記載上の注意事項を記すとともに、審査のチェックリストを作成し、今後このような錯誤の発生を防止する仕組みを確立する必要がある。</p>	<p>収益納付額の算定において錯誤のあった本来納付すべき4,830千円について、平成18年度に2,000千円を、平成19年度に2,830千円をA社に納付させた。</p> <p>また、今後の錯誤防止のため、平成19年度に、審査時のチェック表の作成と企業化状況報告書への記載上の注意事項の表記を行った。</p>	改善済
1-16 (88)	意見	審査を通過した後 に中止・取消しを行 う案件の減少努力に ついて	<p>平成17年度に、新製品・新技術開発助成の審査を通過した24件のうち、申請した企業が6件中止、1件取り消しており、新製品・新技術開発助成事業の予算・実績率は、7割前後で推移している。</p> <p>新製品・新技術の開発について、交付決定(7月)後に、機器購入等の意思決定をすると、単年度申請の場合、期間が足りずに中止せざるを得ない場合もあるため、研究開発事業の進捗状況に応じて、単年度から複数年度への補助対象期間の変更を可能にすることなどを検討することが望ましい。</p>	<p>平成19年度に要綱を改正し、助成事業の対象期間の区分を設けず申請を一本化した。</p> <p>また、助成対象期間内であれば交付決定後の期間変更も可能とした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-18 (95)	指摘	貸与先の決算書入手等による債権管理の充実について	<p>貸与先の決算書については、貸与申込の際に、審査に必要な資料として提出を求めているものの、その後は定期的に入手して貸与先の財務内容を把握し、支払能力悪化の兆候をチェックする手続きは実施されていない。</p> <p>一定の基準に基づき、貸与先の決算書を定期的に入手し、支払能力悪化の兆候が認められた場合には、公社で用意されている数々の支援メニューの利用を促すなどにより、経営改善のための策を早期に講じることで、滞留債権の発生を未然に防ぐ努力をする必要がある。</p>	<p>債務者の財務内容を把握し、経営改善のための措置を早期に講じた。</p> <p>平成18年度から、要注意先以上の債務者に対して、直近2期の決算書の提出を毎年求めることとした。平成19年度からは、正常先の残高上位2割程度の債務者について、直近2期の決算書の提出を受けることとした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-17 (96)	意見	<p>会社における キャッシュ・フロー 計画の作成について</p>	<p>設備資金貸付及び設備貸与事業は、平成15年度より新規申込受付を休止しており、同事業に係る債権の約定上の最終回収期限は、原則平成21年度である。</p> <p>会社の財政状態は、平成17年度末時点でいえば、34,746千円の正味財産を有しているが、一方で、平成17年度において38,858千円の設備貸与事業費、5,930千円の設備資金貸付事業費、19,356千円の管理費が発生している。</p> <p>新規申込みを休止しているため、今後の収益規模は確実に漸減する中、仮に平成18年度以降、同額程度の費用が発生し、かつ平成21年度以降、滞留債権の分割返済が長引く事態が発生する場合には、当該費用の負担ができず、東京都の貸付金の全額回収が困難となることも十分考えられる状況である。</p> <p>会社においては、債権の回収予定額や、将来の費用見込額などに基づくキャッシュ・フロー計画を従来作成していないが、借入金を着実に返済するために許容される経費の金額などを明確に認識できるよう、キャッシュ・フロー計画を作成し、達成に努める必要がある。</p>	<p>中小企業振興公社から19年度末キャッシュフロー計画の提出があり適正に管理している。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-18 (96)	意見	<p>公社の債権管理と資金計画に関する産業労働局の指導監督について</p>	<p>東京都と公社との間では、設備貸与事業のうち割賦については貸与額の45%、リースは50%、設備資金貸付金は100%に相当する額を限度に、一定の補償期間を設けて損失補償する契約を締結している。</p> <p>東京都にとって、この契約に基づき発生が予想される損失補償見込額は、偶発債務であるため、発生の可能性が高く、かつ金額的に見積もれる状況に至った場合には、新たな公会計制度の中で引当金の計上が必要とされるものであるが、一方で、東京都は、損失補償契約の存在により、公社の債権管理意識が低下することのないよう、公社の債権管理と資金計画について、十分に指導監督する必要がある。</p>	<p>債権管理については、平成18年度損失補償の審査から、資金計画については、平成19年度から指導監督している。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-19 (105)	意見	資本コストの回収を意識した東京都の管理について	<p>平成17年度の歳入と歳出を比較すれば、都立産業貿易センター浜松町館及び台東館両館とも歳入超過の状態にあるが、取得価格を、残価率10%、耐用年数38年で計算した減価償却費は、両館合わせて148,173千円であり、この負担を考慮すると、平成17年度においては、合わせて108,749千円の損失を計上したことになる。</p> <p>さらに、産業労働局の調査によれば、当初の施設整備後の資本的支出で東京都が負担した金額が、両館合わせて1,643,356千円あり、残価率10%、耐用年数38年を前提に負担すべき面積割合を乗じて算出した減価償却費34,523千円を加えると、減価償却費の合計は182,696千円で、両館の損失は合計で143,272千円となる。</p> <p>減価償却費合計額の182,696千円を東京都が回収するための稼働日数を試算すると、両館通算で259日となり、平成17年度までの実績稼働率は、資本費の全額を回収し得る水準には届いていない。</p> <p>平成18年度以降、都立産業貿易センターに指定管理者制度が導入されていて、財団法人東京都中小企業振興公社が指定管理者に指定されているが、東京都としては、資本費の回収が可能となる水準を、都立産業貿易センターの目標稼働率等の目安とするよう、公社を指導していく必要がある。</p>	<p>指定管理者評価委員会を平成19年8月に開催して指定管理者の管理運営状況を評価し、事業の進捗状況を確認・分析するとともに、未実施事項の改善指導を行い、稼働率・収益率の向上を図った。さらに、平成20年度以降も、毎年、評価委員会を開催し、指導監督を継続していくこととした。</p> <p>この結果、都への納付額は、利用率向上により増加した。</p> <p>平成17年度 135,962千円 平成19年度 154,676千円</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況										
1-20 (105)	意見	都立産業貿易センターの利用者拡大の推進及び稼働率向上に向けた取組みについて	<p>都立産業貿易センターの優先利用予約の案内状送付先は、利用実績のある団体等が中心とされているが、隔年開催、イベント拡大による会場の変更等、次年度説明会への参加を希望しない利用者には案内状を送付していないこともあり、送付社数は前年度利用実績社数を下回っている。</p> <p>産業振興を進める上で主な支援対象となるべき中小企業の利用割合も、平成17年度では浜松町館、台東館ともに全利用者の約39%にすぎず、また案内状を送付されたもののほとんどが、一般公募前に申し込みのうえ利用しており、特に浜松町館では利用者の8割以上がリピーターであるなど、利用者の固定化がみられる状況にある。</p> <p>浜松町館、台東館とも、従来利用のない企業を含めてより広く多くの中小企業や関連の業界団体等に対し案内状を発送する等、周知のための努力をする必要がある。</p>	<p>利用者拡大のための新たな施設PRとして以下の対策を実施し、稼働率、利用者数の向上を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ホームページのリニューアル 2 東京都広報への掲載 3 利用説明会の前倒し実施 4 中小企業振興公社の広報誌・メルマガの活用 5 新聞、専門誌及び電車内への広告掲載 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>稼働率</td> <td>平成17年度</td> <td>62.4%</td> <td>平成19年度</td> <td>65.9%</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>平成17年度</td> <td>571件</td> <td>平成19年度</td> <td>650件</td> </tr> </table>	稼働率	平成17年度	62.4%	平成19年度	65.9%	利用者数	平成17年度	571件	平成19年度	650件	改善済
稼働率	平成17年度	62.4%	平成19年度	65.9%											
利用者数	平成17年度	571件	平成19年度	650件											

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-21 (107)	意見	施設内食堂施設の 有効性と経済性の向 上について	<p>産業労働局は、都立産業貿易センター浜松町館地下1階の食堂と、秋葉原庁舎の2階に食堂施設を設置し、それぞれ昭和58年と平成2年から、実質的に同一の事業者継続して使用許可しており、平成17年度の使用料は、11,552千円と4,309千円である。</p> <p>平成18年度から都立産業貿易センターに指定管理者制度が導入されて、公募により指定管理者が選定されていることなどを勘案すると、これらの食堂施設についても、同一の事業者継続して使用許可することを当然とすることなく、まず、施設が都民にとって最適な状況で使用されるよう十分検討し、食堂施設等として使用する場合にも、事業者を公募するなど、より有効性と経済性を追求した施設使用を検討する必要がある。</p>	<p>都立産業貿易センター浜松町館及び秋葉原庁舎に設置されている食堂について、現状調査等を実施して施設活用のあり方を検討した結果、当面は食堂施設の形態での活用を続ける方針を定めた。</p> <p>なお、各施設の食堂事業者の選定方法については、以下のとおりとした。</p> <p>1 産業貿易センター浜松町館 平成20年3月に公募方式により、事業者を決定した。公募実施にあたって、事業者の提案による貸付範囲の拡大を図り、収入増となった。 平成17年度 11,552千円 平成19年度 17,441千円 (増収 5,889千円の内、1,915千円)</p> <p>2 秋葉原庁舎 平成20年12月に公募を開始し、利用者の利便性の向上や公益的取り組みに関する提案等を審査した上で、平成21年2月に食堂事業者を決定した。</p>	改善済
1-22 (112)	意見	行政コスト計算書 における監理団体 に対する補助金及び委 託費の表示について	<p>産業労働局の行政施策は、監理団体が東京都からの補助事業もしくは受託事業として実施しているものが多いことから、行政コスト計算書が、監理団体も含めた行政コストの実態を表すためには、監理団体に対する補助金は、単に補助費等に全額を計上するのではなく、給与関係費、物件費などその監理団体における用途の実態に応じた科目で計上する必要があり、また、物件費、補助費、投資的経費等の性質に応じて計上することが予定されている委託費についても、監理団体に対する委託費については、各団体における費用の用途の実態を十分に把握して計上することが望ましい。</p>	<p>平成19年度に(財)東京都中小企業振興公社と商工部の連結財務諸表の作成を試行する中で、委託費及び補助金について公社における実際の用途に応じた科目への整理を実施した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-23 (112)	意見	監理団体を連結した貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書の作成について	監理団体で事業を行うこと自体の有効性、経済性、効率性の観点からの検討は、常に求められるものであるが、一方で、現実に監理団体が行う事業が多い産業労働局においては、監理団体で行う事業のより一体的な管理に資するよう、監理団体を連結した行政コスト計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。	平成19年度に(財)東京都中小企業振興公社と商工部の連結財務諸表の作成を試行し、委託費及び補助金等を公社の用途に応じた科目へと整理した結果、人件費規模や資産等の実態把握が可能となった。	改善済
1-19 (112)	指摘	会社に対する役員報酬等の補助金区分について	産業労働局の会社に対する補助金要綱の中で、会社の役員報酬と役員費用弁償を事業費で区分しているため、会社においても当該費用を事業費としているが、本来は管理費で区分すべきものであることから、要綱を見直す必要がある。	平成19年3月に「東京都中小企業振興公社管理運営補助金交付要綱」を改正し、役員報酬及び役員費用弁償の経費区分を運営費(事業費)から管理費に変更し、平成19年度から新要綱に基づき事業を実施した。	改善済
1-24 (113)	意見	外部事業費補助団体に対する補助金の区分表示について	平成17年度の商工会議所及び商工会補助2,523,826千円は、産業労働局の中小企業対策事業費のうち、経営安定支援に資する経費2,906,543千円の大半を占め、これらの補助金には小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に係る人件費等の補助金も含まれていることから、他の民間事業者等の事業支援の補助金とは性格が異なる面がある。 したがって、行政コスト計算書上、外部事業費補助団体に対する補助金である旨を明らかにして表示することが望ましい。	平成19年度決算書から、産業労働局財務諸表の注記に、外部団体に対する補助費等についての表示を加えることとした。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-25 (116)	意見	利用対象者と利用者サービスをより意識した総合相談事業の活性化について	<p>公が行う総合支援事業は、都内の中小企業者とその事業支援対象としていることから、より多くの中小企業者に、今日的な経営課題に即応するための基本的な公的支援制度である中小企業新事業活動促進法の支援メニューをわかりやすく伝えることにより、公社の総合支援事業の有用度が増すものと考えられる。</p> <p>しかし、産業労働局のホームページには、同法に基づく経営革新計画についての記載はあるものの、「支援策の概要」をクリックすると各支援メニューが羅列して記載されている方式であって、わかりやすい説明はなされていない。</p> <p>また、公社のホームページ、パンフレット等も、公社が経営革新計画作成支援を行っていることについて、十分に伝わる内容とはなっていない。</p> <p>公的な中小企業支援メニューを、よりわかりやすく多くの中小企業者に伝えるよう、ホームページ、パンフレット等による広報を充実し、利用対象者と利用者サービスをより意識した総合支援事業の活性化に努める必要がある。</p>	<p>平成19年8月に、公社広報「アーガス」において、総合相談窓口で経営革新計画作成の相談に応じることを広報した。平成19年9月には、平成19年度ワンストップ総合相談の「ご案内」を改訂し、経営革新計画作成指導に対応できる外部専門家がいることを明記するようにした。</p> <p>引き続き平成20年度の「ご案内」においても、経営革新計画作成指導に対応できる外部専門家がいることを記載した。</p> <p>同様に、ホームページについてもわかりやすい内容に見直し、平成19年10月から掲載している。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-26 (117)	意見	公社1階ホールの案内方法の改善について	<p>産業労働局秋葉原庁舎にある公社の1階入口ホール（面積168㎡）では、公社の自主事業である貸展示室、貸会議室の案内と貸ビデオの受付業務、総合相談等の各種事業案内が行われているが、広く中小企業者の利用が期待できる専門家による総合相談事業が行われていることは、1階ホールからはわかりにくい。</p> <p>相談業務は、内容が機微に亘る場合も多く、4階に設置している相談室で行うことが有効であるにしても、相談業務の存在そのものをより多くの都民が知ることのできるよう、1階ホールの案内方法を工夫する必要がある。</p>	案内板の表示内容、設置箇所等について(財)東京都中小企業振興公社と協議し、平成19年5月に1階入口ホールに案内パネルと案内表示の設置を完了した。	改善済
1-27 (120)	意見	中小企業リバイバル支援事業の方向性の明確化等について	<p>平成17年度においては、常勤4人、非常勤3人の専門家（職員）が対応しているが、年間相談企業数は196社、相談件数は464件であり、196社のうち、当初の対応で「対応待ち」又は「助言に至らず」というものが52件と全体の26.5%を占め、中には相談企業の事情により相談終了となっている案件もあるものの、全体として十分に事業効果があがっているとはいえない。</p> <p>同様の事業を行う他の機関と差別化した、東京都固有の事業としての方向性を明確に決定し、具体的に受け付ける相談内容、それに対して公社が提供できる支援内容及び相談に必要な書類等を、できるだけイメージがわくように事業案内等で告知することにより、企業が公社に期待するサービスと、公社が提供できるサービスのギャップを埋めていく必要がある。</p>	<p>平成18年度中にパンフレット記載内容の検討を行い、相談の具体例や流れ、必要書類等を明記したものに変更し、より分かりやすいものとした。</p> <p>また、ホームページについても同様の変更を平成19年度に実施した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-28 (122)	意見	個人単位にアカウント付与を規定化することについて	東京都組合情報統合化システムの管理規程としては、「東京都組合情報統合化システムセキュリティ実施基準」が定められているが、同基準に、アカウントの付与は個人単位とすることを明記して、将来に亘って、共有アカウントの作成を行わないように規定することが必要である。さらに、システム利用者のアクセスログの取得を行えるように改善して、誰が、いつアクセスしたかの記録を残すようにすると同時に、事業主管係長は、定期的にログをレビューして、不審なアクセスの痕跡などがないかを確認する必要がある。	平成19年3月26日付けで「東京都組合情報統合化システムセキュリティ実施基準」にアカウントの個人単位付与を明記する一部改正を実施し、平成19年4月1日から施行した。 平成18年度中に実施したアクセスログのシステム改善と併せて適正なシステムの運用を行っている。	改善済
1-29 (123)	意見	アカウント管理台帳の整備について	中小企業情報システムは、都立皮革技術センターが独自に、検査データ、依頼試験の課金と領収書発行、相談事例などの情報をデータベース化して使用しており、アカウント管理台帳は、個人情報システム機器台帳で代用しているが、アカウントの付与日、抹消日などが記載されていない。 アカウント管理台帳として、アカウントの付与日、抹消日、利用目的、アカウント権限、アカウント利用者、承認者などを記録し、定期的に、アカウント管理台帳とサーバーに登録されているアカウント一覧とを照合して、抹消漏れのアカウントや不要なアカウントがあれば、不正利用されないように、速やかに削除する必要がある。	平成19年4月1日から、アカウントの付与日、抹消日、利用目的、アカウント権限、アカウント利用者、承認者などを記録するアカウント台帳を整備した。 今後は、異動が生じた際にアカウント台帳を順次更新していく。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-30 (124)	意見	運用管理規程の作成について	<p>中小企業情報システムの管理運営は、運用担当者の熟練に依存しており、利用者向けの運用管理規程は作成されていない。</p> <p>今後、運用担当者の交代なども予想され、ユーザー指導のレベルを現状維持することが困難になることも予想されるため、パスワード管理などのセキュリティに関する規程等は文書にして明文化しておくことが望ましい。</p>	<p>東京都立皮革技術センター個別情報システム利用基準を作成し、平成19年4月1日から施行した。</p> <p>その後、平成19年9月施行の「東京都情報セキュリティ基本方針」及び「東京都情報セキュリティ対策基準」を踏まえ「東京都立皮革技術センター個別情報システム利用基準」を廃止し、平成20年4月1日から個別情報システムの情報セキュリティ実施手順（管理・利用者用）を策定し実施している。</p>	改善済
1-31 (125)	意見	貸金業管理システム情報セキュリティ実施基準の充実について	<p>アクセス制御については、アカウント管理に関して記述されているが、セキュリティを十分確保するためには、次のようなことを規程に盛り込み、順守する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パスワードの作成基準（最小桁数、英数字と特殊記号から作成など） ・ パスワードの有効期間の設定 ・ アクセスログの取得と保管 ・ アクセスログの定期的なレビュー、不審なアクセスの検出 <p>また、貸金業管理システムユーザー一覧は、アカウント管理台帳として使用しているが、アカウント登録日、抹消日などを明記する必要がある。</p>	<p>「貸金業管理システム情報セキュリティ実施手順」で以下の規定を盛り込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パスワードは5文字以上、英数記号を組み合わせたもの ・ パスワードは6ヶ月に1回以上強制的に変更 ・ ログを取得し、1年保存 ・ 毎月ログ解析 <p>また、貸金業管理システム上で、アカウント登録日及び抹消日を明記している。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-32 (126)	意見	利子補給管理システムのアカウント管理について	<p>利子補給管理システムのアカウント管理に関する規定には、さらに次のことを補足して、パスワードの管理を強化し、アクセスログのレビューにより第三者が無断で使用していないかを随時確認し、さらにセキュリティの強化に努めることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パスワードの作成基準（最小桁数、英数字と特殊記号から作成など） ・ パスワードの有効期間の設定 ・ アクセスログの取得と保管 ・ アクセスログの定期的なレビュー、不審なアクセスの検出 	<p>次の内容を「利子補給システム情報セキュリティ実施手順」（平成20年4月1日制定）に盛り込み、これらを実施することによりセキュリティの強化に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パスワードの作成基準（8桁以上とし、英数記号の組み合わせで作成） ・ パスワードの有効期間の設定（6ヶ月に1回以上変更） ・ アクセスログの取得と保管 ・ アクセスログの定期的なレビュー、不審なアクセスの検出 <p>なお、平成20年4月に当該システム機器の更新に併せてシステムも改修し、当該システムへのログインパスワードを10桁まで設定可能とする等、セキュリティについてさらに強化を図った。</p>	改善済
1-33 (133)	意見	より費用対効果を考慮した広報用印刷物の管理について	<p>総務部、商工部及び雇用就業部の広報用印刷物は、配布先が多岐に亘ることもあり、関係機関等へ配布した時点で管理が終了するいわば渡しきりが大半であり、実際に事業実施に当たって想定する利用者に渡った印刷物の数やその配布状況は的確には把握されていない。</p> <p>事業説明のために定期的に印刷される広報用印刷物については、配布先に対するヒアリング等により可能な限り最終的に利用者に渡った数を把握し、部数や内容の定期的な見直しなど、より費用対効果に配慮した広報活動を実現する必要がある。</p>	<p>より効果的な広報を行うため、平成19年3月に主要な広報印刷物について配布先の利用状況等を調査し、調査結果に基づき、今後の印刷物の作成、配布計画を見直した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-34 (133)	意見	インターネット情報 の更新について	<p>産業労働局のホームページでは、助成に関するメニューについて、募集期間が過ぎても削除されず、情報が更新されていないものがあった。</p> <p>インターネットによる広報は、利用者がタイムリーな情報を得ることを期待できる広報媒体であり、情報が一元的に更新されていることは、利用者の信頼を得るためにも重要であることから、インターネットによる情報についても、適時に更新し、その結果を画面上で明らかにするとともに、有効期限が過ぎたものは、速やかに削除するなど、一定の基準を設けて一元的に管理する必要がある。</p>	<p>産業労働局ホームページ掲載情報の適切な更新・削除を行うため、「産業労働局ホームページ監理運営要領」を改正し、更新基準を設けた。</p> <p>更新基準に基づき、定期的な一斉点検や、毎週のホームページ掲載予定の作成等を実施している。</p>	改善済
1-35 (133)	意見	ホームページによる、より有効な情報 提供について	<p>産業労働局のホームページの情報内容は、基本的に項目のみを記載しており、利用者が、どこで、どのようなサービスを受けられるかについて、利用者の視点でのわかりやすい情報の提供という観点からは、改善の余地がある。</p> <p>産業労働局が行う各種支援事業は、事業実施に関する情報を知ることにより、初めてその行政サービスの恩恵を受けることができるものであることに鑑みて、産業労働局は、ホームページによる情報が利用者にわかりやすく、かつ簡単に検索できるよう情報提供内容と方法を見直す必要がある。</p>	<p>産業労働局ホームページによる情報提供の充実のため、ホームページ管理運営体制の整備（管理担当者の明確化、作成ソフトの整備、担当者向け研修の実施、一斉点検の実施等）と、ホームページ内容の充実・見直し（政策情報のページの開設、統一ルールによる点検・修正）を実施した。</p> <p>なお、20年度は「中小企業を応援」の内容等の改訂により、より有効な情報提供を図った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-36 (134)	意見	監理団体のホームページを含めた一元的情報提供の実現について	<p>産業労働局のホームページから各監理団体のホームページへのリンクが円滑に行えず、利用者が効率よく、必要とする情報を得られる環境が整っていないのが現状である。</p> <p>利用者の立場で、効率よく必要な情報を得られるようリンクの方法を改善するなど監理団体のホームページを含めた情報の一元化を実現することが望ましい。</p>	<p>産業労働局ホームページの内容及び運用を見直し、局ホームページのトップページに監理団体のホームページへのリンクを設定。より分かりやすい情報提供が行えるよう改善した。</p>	改善済
1-37 (134)	意見	総務部と各部所との一層の連携による一元的かつ効果的な広報の実施について	<p>広報用印刷物の作成そのものは、事業に精通した各部所が責任を持って行うとしても、総務部と各部所との一層の連携により、広報内容に関するホームページと印刷物とのより一元的な管理や、効果的で経済的な広報実施事例に関するノウハウの蓄積と共有化などにより、産業労働局として、より一元的かつ効果的な広報を実施することが望ましい。</p>	<p>局全体の広報活動方針を明確にし、各部と連携して広報活動の充実を図った。</p> <p>平成19年2月に「都民の視点に立った広報活動の充実について」を各部に通知するとともに、毎年度、広報担当者説明会等で各部に周知・徹底を図っている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-1 (152)	指摘	財団法人東京観光財団への委託事業に係る管理費の改善について	<p>産業労働局及び財団は、例えばシティプロモーション事業において、財団が事業者と交渉努力を行うことにより経費節減が図られており、費用のすべてを実額精算すると、財団が経費節減し、自主事業を実施するインセンティブが働かない旨を主張しているが、事業費は実額精算をし、別途管理費として支払うことは、インセンティブとは言えない。</p> <p>また、産業労働局及び財団は、委託事業の管理費の一部を充当して行っている事業には高い公益性があるとしており、事業の公益性に関する主張は一概に否定できるものではないが、公費で行う必要がある高い公益性のある事業は、公益性を十分説明した上で、補助事業もしくは委託事業として行うことが本来である。</p> <p>財団に対する委託事業の管理費相当額は、費用発生額の実績を十分に分析し、実態に即した管理費とする必要がある。</p>	<p>財団委託事業の管理費については、以下のとおり取り扱うこととした。</p> <p>(1) 管理費（事務費・間接人件費）の範囲を明確にし、財団全体の管理費額を会計（一般会計・収益事業特別会計・受託会計）ごとの事業費割合で按分し、それぞれの管理費額を算出する。</p> <p>(2) 上記により算出した受託会計分の管理費額を、受託事業費で除した値（8%）を受託事業の管理費割合とする。</p> <p>(3) 当面、管理費比率は固定するが、実態との乖離が大きくなった場合は改定を行う。</p>	改善済
2-1 (152)	意見	財団法人東京観光財団の決算書の明瞭化について	<p>財団法人東京観光財団の決算書上は、委託事業の管理費は受託事業会計の費用として計上される一方、同額を一般会計の収入に計上し、人件費等の管理費に相当する支出は、一般会計から支出されており、決算書上で受託事業の管理費として東京都から支払われた金額と、財団で実際に発生した管理費を比較できない構造となっている。</p> <p>受託会計の管理費は、受託会計で処理することが本来であり、また、それにより一般会計の明瞭性も確保されるため、受託会計に係る管理費は区分把握して、受託会計で処理する必要がある。</p>	<p>財団で発生した管理費を会計ごとに明確にするため、平成19年度決算から管理費をそれぞれの会計に直接計上することとした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-2 (156)	意見	財団法人東京観光財団に対して特命随意契約を締結する理由の合理性について	<p>産業労働局は、財団が中立性、公平性を保てる監理団体であり、実績と高度な専門的知識があることから特命随意契約を締結できる唯一の相手先であることを強く主張しているが、少なくとも、ウェルカムカード事業のうちのウェルカムボード制作については、財団と特命随意契約を結ぶ合理的な理由は乏しいと考えられる。</p> <p>産業労働局は、競争原理が働く余地のある事業については、積極的に競争原理の導入を求めるべきであり、基本的条件を整備したうえで、競争入札等民間事業者に機会を与えるための手法を検討する必要がある。</p>	<p>ウェルカムボードの制作について、19年度契約より競争原理が働く契約方法を導入した。</p> <p>ウェルカムボードは「おもてなしの心」をもって歓迎のメッセージを伝え、東京の印象を左右する重要なツールであるため、デザインを重視した「企画提案方式」を導入し、企画審査会により制作業者を決定した。</p>	改善済
2-3 (166)	意見	海外シティプロモーション事業の事後評価方法の明確化について	<p>事業の必要性と効果について、都民の理解がより得られるよう努めることが特に必要と考えられるが、商談会、セミナー及びレセプションについては、参加者数や商談件数などは把握しているものの、各会場での商談会などが、以後の観光振興にどのように結びついたかという、具体的な効果評価の判断材料としては十分とは言えない。</p> <p>産業労働局は、海外シティプロモーション事業の効果測定を確実にし、その結果を事業の概要とともに都民に説明していく必要がある。</p>	<p>1 追跡調査の実施</p> <p>平成18年度については、商談会、セミナー実施後概ね4ヶ月後に現地参加エージェントに対して、シティプロモーション参加後の東京に対する旅行目的地としての認識の変化や東京向け旅行商品の取り扱い状況の変化など、新たな調査項目を追加して実施した。</p> <p>平成19年度については、前年度調査を踏まえ、項目を整理し調査会社への委託を行い、追跡調査を実施した。</p> <p>平成20年度については、前年度調査項目の精査を行い調査会社への委託を行い、追跡調査を実施した。</p> <p>2 観光部ホームページでの公表</p> <p>平成19年度実施のプロモーション事業の概要及び平成19年度10月（平成19年10月）実施結果を平成20年3月31日付けで公表した。平成19年度2月（平成20年2月）実施結果については平成20年11月に公表した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-4 (167)	意見	メディアを利用したキャンペーンの費用対効果について	<p>マスメディア媒体を用いた現地の一般市民向けPR活動の効果測定を実施する場合には、相当程度のサンプル数が必要となり、そのための費用負担が大きいことから、平成17年度においては、従来の効果測定の方針を見直すこととしているのみであり、どのような効果測定方法が、経済的かつ有効であるかということが明確になっていない。</p> <p>産業労働局は、マスメディア媒体を用いたPR活動の費用対効果について十分に検討し、効果測定及びそれに基づく次回以降の活動計画に対するフィードバックをより確実に行っていく必要がある。</p>	<p>1 一般市民向けイベントのアンケート実施 平成18年度については、一般市民向けイベントの機会を活用し、「どの媒体広告を見てイベントを知ったか」というメディア広告の到達度に関する項目を設け、来場者アンケートを試みた。 平成19年度の一般市民向けイベントでのアンケート実施に向け前年度の実施結果を踏まえ、アンケート内容の検証を行い、来場者アンケートを実施した。 平成20年度については、前年度の実施結果を踏まえたアンケート項目を設け、来場者アンケートを実施した。</p> <p>2 新たなメディア広告仕様書の作成 メディア広告仕様書への掲載項目の検討を行った結果、メディア広告業務ではなく、広告の到達度が把握しやすい一般市民向けイベントのアンケートを通じて効果測定及びフィードバックを行った。</p>	改善済
2-5 (167)	意見	より有効な海外旅行エージェントの招聘等の実施と事業の効果測定について	<p>当該事業の効果を測定するためには、作成された観光商品による観光客の誘致状況、記事掲載等に対する反響の分析が重要であるが、招聘対象のエージェント及びメディアへのヒアリング調査は、造成ツアーや掲載記事の内容に関する情報の提供を協力依頼することに留まっているのが実情である。</p> <p>シティプロモーション後に各都市に設置される東京観光レップやウェルカムアジアキャンペーンにおける各都市のキャンペーン事務局との連携により、さらなる情報収集が可能なものとも考えられる。</p> <p>また、招聘するエージェント及びメディアに対しても事前に当該事業の趣旨を十分に説明し、招聘後におけるフォローアップ業務に対する協力について十分な理解を得ることが求められる。</p>	<p>1 フォローアップ業務への協力の徹底 平成19年度については、フォローアップ業務への協力要請をより確実に行うため、招聘事業の参加申込書の中に協力要請を明記し、書面による参加希望者への説明・交付を徹底するとともに、参加に際して当該書面への本人のサインを求めた。その結果、アンケートの回収率が上がった。 平成20年度については、前年度の状況を踏まえ、書面による参加希望者への説明・交付、本人サインの受領の徹底を一層図り、引き続きフォローアップ業務への協力要請を実施した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-2 (168)	指摘	東京観光くちコミ 大作戦事業の抜本的 見直しについて	当該事業については、帰国後のアンケートの回収率が25%にも達しておらず、フォローアップが適切に行われていないこと、東京を訪問する理由は多岐に亘ることなどから、くちコミの影響の測定が困難であり、事業のあり方を抜本的に見直す必要がある。	平成19年度に事業を廃止した。	改善済
2-6 (170)	意見	東京国際アニメ フェア運営状況に関 する情報提供につい て	<p>東京都は東京国際アニメフェア実行委員会と東京国際アニメフェアの実施に関する協定書を締結して、平成15年度から平成17年度においては、毎年度200,000千円の経費を負担しているが、委員会には平成17年度末で、64百万円の繰越金が生じている。</p> <p>当該繰越金には東京都の負担金の一部が含まれている一方で、フェア開催の各関係者および関係団体の協力（協賛金や労務出資等）によって生じている要素も含まれていると考えられるが、公金が投入される催し物で64百万円の繰越金が計上されており、委員会の事務局が、平成18年度から順次、有限責任中間法人日本動画協会に移管されることに鑑みると、東京国際アニメフェアの収支状況や繰越金の発生状況等について、十分な透明性が確保される必要がある。</p> <p>委員会は公開で行われており参加者や報道関係者には決算書が公開されているが、委員会の収支状況や繰越金の発生状況等について、アニメフェアのホームページでも決算書を公開することが望ましい。</p>	<p>委員会の収支状況や繰越金の発生状況について、実行委員会での報告は実施してきており、平成18年11月に平成17年度アニメフェアの決算をホームページで公開した。</p> <p>以後、毎年アニメフェア終了後、実行委員会で決算の承認を得た後に決算書をホームページで公開している。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
2-7 (173)	意見	アニメ常設展示事業の利用方針並びに東京都とアニメ業界との役割分担の明確化について	<p>当該事業は、「アニメ常設展示」として予算計上されているが、展示場には東京都の職員が常駐していないため、来場のためには事前に連絡することが必要であるなど、一般観賞者が来場するための展示場としては整備されておらず、展示自体は、観光振興に結びついているとは言えない。</p> <p>事業の主体は、散逸の可能性があるアニメに関する資料を東京都が無償で借用保管する一方で、東京都が費用負担して資料整理・データベース化し、アニメのアーカイブとして機能させることにあるが、将来の活用についても目処が立っていない。</p> <p>東京都の本来の行政目的は、アニメ産業が、東京の地場産業としてより発展し、ひいては観光振興につながるために、アニメ業界の自立とアニメ業界自身によるアーカイブを支援することであり、東京都、アニメ制作会社、有限責任中間法人日本動画協会など関係者の役割分担を明確にしたうえで、東京都とアニメ業界の双方が、資料等をより有効に利用できるよう、活用のための方策を明確にしていくことが必要である。</p>	<p>借用保管しているアニメ制作関連資料の中から、活用度合いが高いと想定される資料を取捨選択し、それらをキャビネット等に体系的に整理をした。</p> <p>東京アニメセンターや杉並アニメミュージアム等のアニメ関連施設に対し、広く一般都民のために無償で公開することを前提として、借用保管している資料の貸出しを行った。</p> <p>アニメ関連の学部・学科を持つ教育機関に対して、教員の引率を条件に現地での保管資料の閲覧を許可し、人材育成の一環として利用させることを決定した。</p> <p>都とアニメ業界及び教育機関の産学公連携により組織された「アニメ人材育成・教育プログラム制作委員会」では、アニメ産業の人材育成を支援するためのアニメ教科書を製作しており、その教科書の資料素材として保管資料を提供した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
2-8 (174)	意見	東京都庁内の地域特産品売店との連携について	<p>財団法人東京都福利厚生事業団が事業を行っている地域特産品売店では伝統工芸品や島しょ部の特産品など、産業労働局で振興を図る事業に係る商品が販売されており、また、東京観光情報センター都庁本部隣に移設された経緯からも観光施策と関連性が高いものと考えられるが、財団法人東京都福利厚生事業団が事業を行っているため、観光部においては、当該売店における地域特産品の販売状況や、観光客の反応などに関する情報は把握していない。</p> <p>地域特産品売店は、多くの観光客が訪問する場所に設置されており、観光産業振興につながる情報を得るアンテナショップとしての機能も本来期待できると考えられるため、産業労働局は、事業団との意見交換などにより、活用を図ることが望ましい。</p>	<p>財団法人東京都福利厚生事業団（以下「事業団」という。）との連携を強化するため、平成19年度に地域特産品売店の販売状況、取扱品目などについて事業団と意見交換を行うとともに産業労働局内（商工部、農林水産部）や区市町村・各観光協会への情報提供を行った。その結果、以下のことを実施した。</p> <p>(1) 観光情報センターとの連携 観光情報センター内PRコーナーで行っている実演販売品を、事業団に特産品売店取扱商品の候補として紹介を行った。</p> <p>(2) 産業労働局との連携 農林水産部の紹介により、特産品売店で黒米うどん・ジャムを販売した。</p> <p>(3) 民間団体からの設置希望の取次ぎ 伝統工芸品関係団体から特産品売店に品物を置きたいとの問い合わせに対し、事業団担当者の紹介を行った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-1 (190)	意見	都立技術専門校の コスト把握について	<p>都立技術専門校に関しては、平成17年度までにおいては、それぞれ年間の資金収支を把握しているものの、東京都職員である職業訓練指導員の人件費は、局事業費として別途集計されるため含まれていないことに加えて、減価償却費等の資本費を発生主義で捕らえた行政コスト計算は行われておらず、校別又は講座別履修者1人当たりコストが把握されていない。</p> <p>東京都は、新たな公会計制度を構築する中で、都立技術専門校で発生する経費について、校別又は講座別履修者1人当たりのフルコストを把握し、原価管理や民間との比較データとして活用する仕組み作りを進めていく必要がある。</p>	<p>新たな公会計制度の構築に合わせ、フルコストを把握し、活用に努めている。</p> <p>具体的には、民間委託訓練を推進していく際にフルコストの把握を行い、市場化テストモデル事業のコスト比較などに活用している。</p>	改善済
3-1 (194)	指摘	都立技術専門校の 材料品等の管理について	<p>すべての都立技術専門校において、供用後の材料品等について受け払い管理や定期的な棚卸は行われておらず、供用後の管理は、担当の職業訓練指導員に任された状態となっている。</p> <p>実習用の材料品等については、一般的な消耗品等とは供用目的が異なることから、よきめの細かい在庫管理が求められる。</p> <p>材料品等の適正数量の購入使用及び資産保全のため、主要な材料については受け払い及び残高の状況を適切に管理する必要があり、例えば、各都立技術専門校が一定の基準により管理すべき材料品等を選定した上で、担当職業訓練指導員が受け払い及び残高を管理する帳票等を整備し、物品管理者（庶務担当課長）等が定期的に、帳票等の残高及び現品をチェックするような仕組みを設ける必要がある。</p>	<p>都立職業能力開発センター（旧都立技術専門校）において、経理担当者及び職業訓練指導員へのアンケートをもとに管理マニュアル、抽出基準、管理体制、物品管理簿を策定した。</p> <p>上記基準に基づき、各センター物品管理者ごとに管理する材料品等を選定し、この結果主要な材料品等の管理について職業訓練指導員に任せきりではなく、受け払い、残高状況及び現品について物品管理者が定期的にチェックすることとしている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
3-2 (197)	意見	飯田橋技術専門校有明分校の施設費の軽減について	<p>飯田橋技術専門校有明分校の建物の平成17年度における賃借料は、年間270,980千円（1㎡当たり年間76千円）で、建物が最も新しい飯田橋技術専門校の建物の国庫補助金相当額を含んだ総建設原価の年間減価償却費が60,169千円（1㎡当たり年間10千円）であり、国庫補助金で負担された金額を除いた東京都の負担は50,914千円（1㎡当たり年間8千円）であるのに比較しても、建物施設に係る東京都の財政負担が、他校を大幅に上回っている。</p> <p>飯田橋技術専門校有明分校は、ファッション関係の科目が多いことを理由に、ファッションデザインの拠点であるファッションタウンビルの中に設置されているが、職業訓練の校舎建物の賃借料に、多額の費用をかけることが、職業訓練の成果につながるとは考えにくく、校舎等の建物に要する公費の水準が、他の都立技術専門校に比較して、大幅に上回ることはないよう、東京都の他の施設の活用などにより、建物に要する公費を削減することが求められる。</p>	<p>有明分校については平成19年9月より関係者への周知を行った上で、平成20年3月をもって廃止した。</p> <p>有明分校で実施していた科目のうち、民間教育訓練期間等で実施可能な科目は委託し、その他の科目については他の職業能力開発センターへ移設した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-3 (199)	意見	ビルクリーニング 管理科の移設等につ いて	<p>飯田橋技術専門校有明分校及び品川技術専門校で設置されているビルクリーニング管理科(期間6ヶ月)は、入校者数が定員数に大幅に満たないにもかかわらず、地理的に比較的近接している両校に、重複して設けられている。</p> <p>飯田橋技術専門校有明分校の建物賃借料に係る東京都の財政負担が他校に比較して多額であり、一方で、同科目の両校を合わせた入校者数が、平成18年4月入校においては18名と、1校の定員である30名を大幅に下回っている状況に照らせば、他地域の都立技術専門校に移設することも視野に入れて検討する必要がある。</p>	<p>有明分校ビルクリーニング科について、同様の科目が設置されていない多摩地域の職業能力開発センターへ移設する方向で検討した結果、平成19年度末で廃止し、平成20年度より府中校へ移設した。</p>	改善済
3-4 (201)	意見	民間の専門学校等 でも行われている訓 練科目の見直しにつ いて	<p>向上訓練(キャリアアップ講座)の講師は金額比で9割以上、関与の実態で約7割が民間人であり、民間で行われている講座とは全く同じ内容でないとしても、すべての講座を東京都が行い続けることには合理性が見出しにくくなっている。</p> <p>離転職者等に対する職業訓練に市場化テストが導入されたところでもあり、向上訓練の訓練科目のうち、広く民間で行われているものについては、東京都の事業として講座を設ける必要性をより吟味し、見直しを行うべきである。</p>	<p>以下の通り既存科目の受講状況、業界要望、民間での実施状況を踏まえ必要な見直しを行った。</p> <p>1 平成19年度、民間教育機関との類似講座の実施状況(講座名、実施時間、受講料等)を調査した。</p> <p>2 平成20年度予算要求にあたり、パソコン講習や資格試験対策等の講座のうち、文書作成(Word)、表計算(Excel)、介護福祉士受験対策等の一部を見直した。</p> <p>3 向上訓練の既存講座の受講状況を把握するため新たな受講者アンケートを平成20年7月より開始した。アンケートは、民間との比較で都の講習を選択した理由、民間も含めた過去1年の講座の受講状況、雇用形態、年齢層等について調査している。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
3-5 (202)	意見	都立技術専門校の 不合格者に対する フォローについて	<p>都立技術専門校の選考試験の平成17年度の合格率は49.0%であり、選考試験不合格者（欠席を含む。）は、年間延べ5,591人である。</p> <p>これら選考試験不合格者に対しては、都立技術専門校の追加募集の案内等にとどまっているが、今後は、不合格者に対して、能力開発や就業に結びつける機会を付与するため、例えば、しごとセンター事業の紹介や離職者等再就職委託訓練等の案内などを行うことが望ましい。</p>	<p>平成19年7月生入校選考より、能力開発や就業に結びつける機会を増やすため、しごとセンター案内、委託訓練の案内等の不合格者にとって有効な支援情報を、不合格通知に同封し郵送している。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-6 (206)	意見	東京都、財団法人東京しごと財団及び区市町村との一層の連携によるシルバー人材センター事業の効果的かつ適切な管理について	<p>平成17年度において、東京都が20箇所のシルバー人材センターの現地調査を行った結果として、最新の補助要綱を備えていないセンターが14箇所、補助簿を備えていないセンターが14箇所、区市町村監査が行われていないセンターが3箇所、5年に1回が3箇所、3年に1回が4箇所、不定期が4箇所となっている。</p> <p>一方で、財団法人東京しごと財団は、平成17年度において、22,370千円を、各センターの普及啓発、会計指導及び法律相談などの経費として支出しており、同年度に財団が行った会計指導については、専門家（公認会計士）に委嘱し、日常的な会計相談のほか、57センターに対する巡回指導等を行った結果、財務会計面で改善すべき点も見受けられた。</p> <p>複数の補助金を受けるセンターの財務・管理が确实かつ効率的に行われることを担保するためには、要綱と補助簿の備置は必須であり、また、定期的な監査や会計指導を行うことが効果的であることから、各区市町村のセンター指導監督責任部署と、東京都及び財団とが連携をより密にして、財務会計の指導業務の一層の充実を図る必要がある。</p>	<p>平成19年度、都においては、区市町村と連携を図り、各センターにおける補助金の会計処理を中心とした調査・指導を行い、さらに、連携を密にするべく区市町村事務担当者会議を開催した。財団においても、各センターに対して普及啓発、公認会計士による会計実務指導、相談等業務を実施した。</p> <p>同年度、都、財団、区市町村との連絡調整会議等を開催し、会計指導等に関する情報提供を行うなど連携強化を図った。</p> <p>以上の会計指導や都、財団及び区市町村の連携した取り組みを定期的実施することより財務指導の充実に努めている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-2 (213)	指摘	東京都職業能力開発協会に対する補助金の交付要綱及び補助方式の見直しについて	<p>「東京都職業能力開発協会補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)によれば、東京都職業能力開発協会に対する補助金の限度額は、管理費及び各事業費別に定められており、事業目的の異なる補助金の通算、流用に関する規定は要綱には定められていないため、補助金の精算は、事業費については、すべての事業費を通算した金額で行われており、「東京都職業能力開発協会費補助金交付要綱」に従った場合に比べて、平成16年度では9,400千円、平成17年度では648千円、補助金が多く支出されている。</p> <p>産業労働局は、技能振興事業は、公益性が高いことのほか、精算時に残額の生じる可能性の高い技能検定試験実施事業のインセンティブ効果等を考慮すると、現在の方式による方が、東京都の負担が少なくなる要素が強いため、要綱の適用からは乖離するものの、経費の実額を精算する方式を継続してきた旨を説明するが、そうであれば、要綱を改訂すべきである。</p> <p>事業の公益性に関する産業労働局の説明は、一概に否定できるものではなく、また、現実に協会の財政状態に余力がないことも認められるが、要綱と乖離した補助金の精算を行うことは、補助金の目的に添った執行と透明性の観点からは問題があり、今後については、補助金の執行と要綱の定めとの乖離を解消するため、要綱及び補助方式の見直しを行うことが求められる。</p>	<p>執行と要綱の乖離を解消するため、平成18年度中に要綱の見直しを行い、平成19年度より補助事業に反映させ、乖離の解消を図った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-7 (214)	意見	情報開示に関する 指導について	<p>東京都職業能力開発協会のホームページには、財務に関する情報は、一切記載されていないほか、役員に関する情報も開示されていない。</p> <p>「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」は、協会に直接及びものではないが、国からの補助金に加えて東京都からも補助金が支出され、常勤役員に東京都のOBが就任している法人であり、その公共性に鑑みてその透明性を確保する必要があることについては、全く異なるところがないため、東京都としても財務情報などの開示を推進することが望ましい。</p>	<p>協会の公益性に鑑み、より積極的な情報開示を行うよう指導し、平成18年度より「事業計画」「収支予算」「事業報告」「収支決算」「役員名簿」をホームページに掲載した。</p>	改善済
3-8 (216)	意見	身元保証制度の周 知方法の改善につい て	<p>産業労働局は、就職しようとする遺児等に対する身元保証制度を設けているが、平成8年度以降利用実績がない。</p> <p>当該制度については、産業労働局が運営するホームページ「TOKYOはたらくネット」に掲載されてはいるものの、児童福祉施設との連携などの工夫が十分に行われていないことから、制度の周知方法について改善する必要がある。</p>	<p>平成18年度より産業労働局において制度周知のためのチラシを作成し、児童福祉施設等の担当者から対象者である若者への配付を行っている。平成19年度末には、改正された「遺児等の身元保証に関する条例施行規則」の公布に合わせ、教育庁指導部に対してチラシ等による都立高等学校への制度周知依頼を行った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-9 (218)	意見	育児・介護休業者 融資制度のより効果 的な広報について	<p>産業労働局は、育児・介護休業取得中の生活資金を融資する育児・介護休業者融資制度を設けているが、育児休業取得者の利用は平成17年度において4人、介護休業取得者の利用は過去5年間1件もなく、利用が極めて少ない。</p> <p>東京都として利用の拡大を促進するのは難しい面もあるが、極端に利用者が少ないということは、中小企業に育児・介護休業の制度そのものが浸透していないことも考えられるため、育児・介護休業制度の普及と合わせて、より効果的な広報を実施することが望ましい。</p>	<p>平成19年度より「とうきょう次世代育成サポート企業登録制度」の勧誘や育児・介護休業法の普及啓発等で中小企業や団体を訪問する際に使用するチラシに当融資制度の案内を掲載し、育児・介護休業制度の周知と併せて当融資制度のPRを行っている。</p> <p>また「育児・介護休業者融資制度」のリーフレットを配布する際に、リーフレットの利用状況についてのアンケートを同封し、配布先においてリーフレットが効果的に配布・活用されているかを調査した。この調査結果をもとに、平成20年度以降の配布先、配布部数等を精査し、より効果的な広報につなげている。</p>	改善済
3-10 (219)	意見	シルバー人材セン ター運用資金貸付金 の預託金の減額につ いて	<p>事業の円滑な推進を図るため、平成16年度より、中央労働金庫に1億円預託しているが、平成16年度及び平成17年度とも貸付の実績がない。</p> <p>産業労働局は、貸付金の利用がない主な理由としては、シルバー人材センターの資金繰りは、財政運用資金等の取り崩し流用等で賄える場合が多いこと、有利子であること、保証人を立てることができないこと、区市町村から借入れができること等が考えられるとしており、シルバー人材センター運用資金貸付金の預託金の減額を検討する必要がある。</p>	<p>シルバー人材センター運用資金貸付金の利用状況、貸付金要望調査等を勘案し見直しを図り、平成19年度予算額は預託金額を平成18年度予算額の半額の50,000千円に減額した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-11 (221)	意見	心身障害者職能開発センターで行う職業訓練について	<p>心身障害者職能開発センターは、随時入所・随時終了で重度の身体障害者及び軽中度の知的障害者を対象に職業訓練を実施しているが、全盲の者を対象としたビジネス応対科の利用がない。</p> <p>時代のニーズに対応してパソコン操作を取り入れた幅広い職種を念頭に置いた訓練への変更をしてきたものの、依然就職は厳しく、訓練希望者がいない。</p> <p>例えば、国、他の地方公共団体、諸外国などにおける全盲の者の就業や職業訓練の成功例の積極的な情報収集を行うなどして、就業機会及び需要のある訓練内容を考案し、実施することが望ましい。</p>	<p>以下3項目を踏まえ、心身障害者職能開発センターでのビジネス応対科は平成19年度末で終了した。</p> <p>1 心身障害者職能開発センターのビジネス応対科では、専用機器や専門講師の不足等、現状では十分な体制で訓練を実施することが困難である。</p> <p>2 他方、東京障害者職業能力開発校では、重度視覚障害者向け訓練（OA実務科）を、視覚障害者を対象とした職能開発訓練、啓発等を実施している社会福祉法人に委託し、高い就職率を上げている。</p> <p>3 このため、重度視覚障害者の方により就職に結びつく訓練機会を提供するため、平成20年度よりビジネス応対科の訓練枠（2名）を東京障害者職業能力開発校（OA実務科）の訓練枠に組み入れた。</p>	改善済
3-12 (223)	意見	東京都労働資料センター事業の見直しについて	<p>同事業の平成17年度における管理運営経費に人件費を加えた歳出額は34,360千円であるが、年間の利用者数は、1,504人と少なく、歳出額を利用者数で除した金額は約23千円となっている。</p> <p>また、資料収集方針が明確でなく、直近の資料が少ないなど、都民ニーズに適合した事業運営となっていない。</p> <p>このため、同資料センターについては、他の雇用就業関係機関との連携を含め、行政コスト・都民ニーズなど様々な観点から、事業のあり方を抜本的に見直す必要がある。</p>	<p>利用実績、コスト面等を考慮し、平成19年6月に東京都労働資料センターを中野区弥生町から千代田区飯田橋に移転した。移転後は東京都労働相談情報センター機能と一体化した効果的な情報提供を行っている。</p> <p>資料等についても、従来の労働関係全般の図書・資料の収集・提供から、利用者ニーズの高い各種統計・指標、賃金等各種調査、各種白書等に特化して収集・提供を図るように移転に合わせて見直しを行った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-13 (225)	意見	パートアドバイザー制度の業務実施方法の改善について	<p>巡回訪問の中で、種々のパートタイム労働の問題点を把握しているが、その後の対応については、雇用保険等未加入と推測される事業所へのフォローとして、各所主催のパートタイム労働に関するセミナーへの参加を呼びかけているが、個別事業所の再訪問等をしていない例があるなど不十分であるため、事業の実施方法にマニュアルを設けるなどにより改善する必要がある。</p> <p>なお、パートアドバイザー巡回普及啓発及び説明等実施日報を訪問先別に作成しているが、同日報における様式の「その他」の欄に、パートタイム労働者の労働内容と勤務時間が記されているだけで、普及啓発内容の詳細の記載がないものもある。</p> <p>普及啓発内容を行政施策に反映させるためにも、記述に精粗がないように実施日報を作成する必要がある。</p>	<p>パートアドバイザー制度の事業実施方法、報告様式等についてパートアドバイザーの会議で検討を行った結果、平成19年度にマニュアルを作成した。作成したマニュアルでは、巡回方法や他事業への引継方法等を明確にし、統一的な事業実施ができるように改善を行った。併せて実施日報の記載内容等についても、普及啓発内容の詳細がわかる報告ができるよう、記載方法等について明記をした。</p>	改善済
3-14 (229)	意見	東京都しごとセンターに指定管理者制度を導入することの、目的と効果を明確にした上での再検討について	<p>センターの業務が、建物施設と一体として行われているとしても、センターの業務の主体は、就業支援という人的側面にある。</p> <p>規模も小さく、行政目的で使用される側面のある講堂・セミナー室の存在をもって、センターに指定管理者制度を導入することは、目的と効果を明確にした上での再検討を行う余地があると考えられる。</p>	<p>平成20年3月25日付19総行革行第481号「平成18年度包括外部監査の意見に基づく東京都しごとセンターの管理運営のあり方の検証について」にて総務局行政改革推進部の示した東京都しごとセンターの見直しの考え方を踏まえ、産業労働局としての方針を作成する。</p> <p>雇用就業部内にPTを設置して検討を行った上、総務局と調整し、平成21年度中に方向性を決定する。</p> <p>総務局の示す見直しの視点は以下の5点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の機能、設置目的の効果的な達成 2 住民サービスの向上 3 管理運営業務の効率化・コストの削減 4 利用の平等性、公平性（守秘義務の確保等を含む）の確保 5 その他、行政上のメリット <p>総務局の示す見直しの手順は以下の4点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「指定管理者制度導入の適切性」の検討 2 「公の施設の位置づけの適切性」の検討 3 監理団体等に「貸付け」の検討 4 指定管理者制度を継続して導入する場合 	改善中 一部改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
4-1 (247)	意見	ハローワークと年齢別に分担している高年齢者向けサービスコーナーの統合について	<p>同じフロアで、国と東京都とが別々にコーナーを設け、対象者の年齢を区分して就職支援業務を分担することに、事業の効率性や利用者の利便性の観点から明確な合理性を認めることは難しく、また、平日の東京しごとセンターの利用時間は9時から20時であるのに対し、ハローワークの利用時間は9時から18時30分と異なっており、必ずしも利用者の側に立っているとは言いがたい。</p> <p>財団法人東京しごと財団には、利用者に質の高いサービスが継続的に提供できるような配慮が必要であり、そのうえで、場合によっては、定数及び業務分担について国の機関との協議を含めて、窓口一本化による利用者の利便性の向上を図っていく必要がある。</p>	<p>国、財団双方の職務分担や適正な情報管理の在り方等を踏まえ、利用者の利便性を考慮しつつ、効率的な事業運営に向けて、東京労働局と協議を行った。結果、平成19年3月に年齢区分を撤廃して窓口を一本化した。</p>	改善済
4-2 (253)	意見	類似する事業全体での指名競争入札による入札の実効性確保について	<p>財団法人東京しごと財団が1つの事業について指名競争入札により委託業者を選定した結果、当然に他の類似の事業についても、特命により事業者を選定することになると、当初の指名競争入札の価格を低く抑えることにより、後日、受託者にとって有利な特命随意契約を獲得できることとなるおそれがある。</p> <p>委託業者の選定に当たっては、その時点で実施が予定されている類似した複数の事業について、事業全体で指名競争入札等を行うことにより、入札制度の実効性を保つことを検討する必要がある。</p>	<p>事業実施のスケジュールに併せ、不必要な分割を避け、事業全体で指名競争入札を行うよう見直した。平成19年2月以降、対象案件が出た都度、特命随意契約を行わず、適宜指名競争入札等を実施している。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
4-3 (253)	意見	より精緻な中高年 者雇用就業支援事業 委託費の算定につい て	<p>当該事業の委託額を算定するために民間事業者から提出されている見積書は、人件費、システム関係費などの項目ごとの金額が記載されているだけであり、財団法人東京しごと財団は、その金額が委託契約に示された業務を遂行するために必要な経費を、実績により積み上げたものであるか否かの確認を行っていない。今後、業務内容ごとに金額を積み上げることによって作成された見積書を入手し、見積額の妥当性について確認する必要がある。</p> <p>また、当委託事業費の大半は人件費であるため、勤務予定表や日報・月報によるカウンセリングの実績の確認結果などを活用して、今後の見積書における経費の積上げの適切さを判断する際の参考とするなど、委託契約の見積額の算定にあたっては、きめ細かな検討が必要である。</p> <p>さらに、人件費以外の事務用品費等の諸経費についても、契約をより経済的に行うことに資するため、委託先2社の見積を比較分析する必要がある。</p>	<p>平成19年度契約におけるカウンセラーの勤務実績は、人件費見積で示された出勤日数を満たしていたことを確認した。</p> <p>平成20年度の契約時においても、委託先2社から業務内容ごとに積み上げられた見積書を入手した。契約にあたっては、平成19年度の実績を基に、見積額の妥当性について検証を行った。</p> <p>契約の履行にあたり、毎週、週末に翌週のカウンセラー出勤予定表を提出してもらい、週の初めに前週の勤務実績表を提出させることで実績の確認をした。</p> <p>事務用品費等の諸経費についても、見積書の経費明細書において「事務機器経費」「事務用消耗品経費」「通信経費」等委託先2社から項目を同じくして経費を算出させ、比較検証し、金額の妥当性を確認した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
4-4 (255)	意見	平成18年度における予定価格の算定方法について	<p>財団法人東京しごと財団の昇降機保守業務委託契約の予定価格は、平成17年度が7,597千円であるのに対して、平成18年度は2,700千円であり、平成17年度と同一の事業者が2,696千円の委託金額（落札率99.9%）で落札している。</p> <p>業務の仕様に大きな変更がないにもかかわらず、予定価格が7,597千円から2,700千円に大幅に減額されたのは、平成17年度の実績額が大きく影響していると考えられるが、平成17年度の落札額は、応札した他の事業者の入札額に比較しても相当程度低い水準にある。</p> <p>予定価格は、積み上げで算定するのが基本であり、このような場合に、実績値だけを参考にして決定するのは、実質的に応札事業者が限定され、競争原理を阻害する可能性があり、改善が必要である。</p>	<p>予定価格の積算にあたっては、平成19年度の準備契約より産業労働局の施設担当部署や財務局建築保全部などの指導・助言を得ながら、項目ごとの単価積み上げを実施している。</p>	改善済
4-5 (255)	意見	予定価格の算定基礎資料の保存について	<p>財団法人東京しごと財団の昇降機保守業務委託の予定価格については、積算明細は存在しているものの、その根拠となる、事業者から徴収した参考見積や、財務局建築保全部との技術的相談にかかるやりとりを記した資料が一部保存されていないが、予定価格積算の基礎資料は、適切に保存しておく必要がある。</p>	<p>平成19年度の契約準備のために行った予定価格の積算基礎資料から適正な期間保存するよう改善した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
4-6 (258)	意見	一般会計におけるシルバー人材センター連合事業の明瞭化について	<p>財団法人東京しごと財団の決算書上では、シルバー人材センター連合事業における国と東京都の費用負担の状況、東京都の補助金の使途等がわかりにくく、また一方で、シルバー人材センター連合事業の大きな金額に埋もれて、他の補助金事業及び自主事業の概要も、把握・分析が困難な状況となっている。</p> <p>財団の一般会計は、シルバー人材センター連合事業に係る収支については、国の負担と、東京都の負担が明らかになるよう、一般会計における表示を明瞭にすると同時に、他の事業の収支の状況もより明瞭に表示する必要がある。</p>	<p>平成18年度決算書から、事業別の収支表を決算書に添付するようにした。これにより一般会計におけるシルバー人材センター連合事業の国と都の費用負担の状況、東京都の補助金使途の表示がより明瞭に判読できるよう改善することができた。</p>	改善済
4-1 (260)	指摘	退職給与引当金について	<p>財団法人東京しごと財団の退職給与引当金は、平成17年度において、不足額に対し、40百万円の積立をしており、その上で、平成17年度末時点で148百万円であるが、職員がその時点で退職したときに必要な要支給額244百万円に対して、96百万円不足している。</p> <p>退職給与引当金は、要支給額等の妥当な額を引き当てる必要がある。</p> <p>平成18年度以降、退職給付引当資産は、予算の許す範囲で引当金額に近づけるように積立てていくことになるが、退職給付引当資産の繰入額（支出）は、所属する人員ごとの充当額等を積み上げるなど、基礎となる事実をもって各会計に負担させていくべきである。</p>	<p>新公益法人会計基準を導入した平成18年度決算から、期末要支給額を算出し、適正な額を退職給付引当金として計上するよう見直した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
4-7 (262)	意見	財団法人東京しごと財団の決算書に計上されている著作権について	平成18年4月1日以降開始する事業年度から、できるだけ速やかに実施するものとされている改正後の公益法人会計基準においては、固定資産の減損会計が導入されており、財団の著作権については、使用価値等を考慮した適切な資産価格で貸借対照表に計上する必要がある。	新公益法人会計基準を導入した平成18年度決算から、公認会計士とも相談の上使用価値等を考慮した適切な資産価格を貸借対照表に計上するよう順次処理を開始した。	改善済